

地方税法 抜粋（固定資産税の非課税関係）

（固定資産税の非課税の範囲）

第348条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 から 九の二 （略）

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の六までにおいて同じ。）が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第5条第13項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の五 社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第115条の45第1項に規定する包括的支援事業の用に供する固定資産

十の六 第10号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の七 から 四十三 （略）

地方税法施行令 抜粋

（法第348条第2項第10号の6の政令で定める者等）

第49条の15 法第348条第2項第10号の6に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受けたもの

五 第1号から第3号までに掲げる者以外の者で児童福祉法第33条の6第1項の規定による委託を受けたもの

六 前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 **法第348条第2項第10号の6**に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人及び前項第1号に掲げる者が実施する社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号及び第7号に掲げる事業並びに同条第3項第1号、第3号、第8号、第11号及び第13号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第1号及び第6号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 社会福祉法人及び前項第1号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。)で、道路交通法施行令第8条第2項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人並びに前項第1号及び第3号に掲げる者が実施する社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる福祉ホームを経営する事業並びに同項第5号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業の用に供する固定資産

五 社会福祉法人並びに前項第1号及び第6号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第2条第3項第9号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人並びに前項第1号及び第3号に掲げる者が実施する社会福祉法第2条第3項第10号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

七 社会福祉法人及び前項第1号から第3号までに掲げる者が実施する社会福祉法第2条第3項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産

八 社会福祉法人及び前項第1号から第4号までに掲げる者(同項第1号から第3号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受けたものに限る。)が実施する社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産

九 社会福祉法人並びに前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者(同項第1号から第3号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第33条の6第1項の規定による委託を受けたものに限る。)が実施する社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

十 **社会福祉法人及び前項各号に掲げる者(同項第6号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。)**が実施する社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる放課後

児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第4号の2に掲げる相談支援事業、同項第5号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第6号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第4号の2に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを運営する事業、同項第5号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第12号に掲げる事業の用に供する固定資産

地方税法施行規則 抜粋

(政令第49条の15第1項第5号の総務省令で定める者等)

第10条の7の3 政令第49条の15第1項第6号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第69条(同法第74条の規定が適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

一 宗教法人

二 政令第49条の15第2項第2号に規定する事業の実施について都道府県又は指定都市等(地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下この号及び第3項において同じ。)から委託を受けたものであることについて都道府県知事又は指定都市等の長が証明したもの

三 政令第49条の15第2項第10号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

四 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体(法人格のない団体を含む。)で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの

2 から 13 (略)